

## 資料3-1

国立大学法人の戦略的経営実現に向けた  
検討会議（第3回）  
R2.4.24

# 国立大学の機能拡張に向けた 出資対象事業の対象拡大について

# 現行の国立大大学法人の出資制度

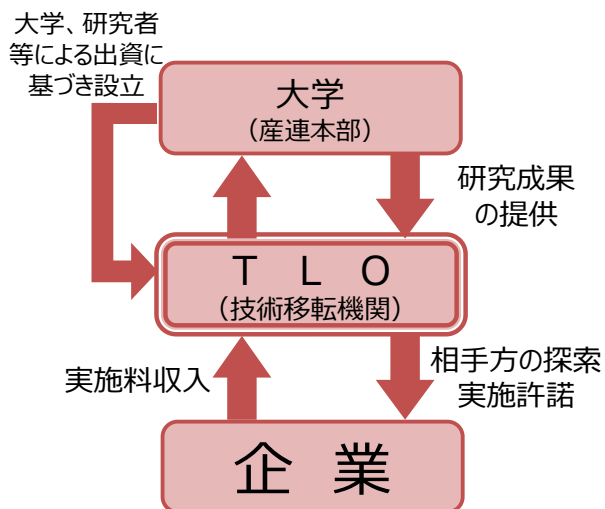
- 各制度により、国立大学法人は技術移転機関、認定VC、コンサルティング会社への出資が可能。

## 大学等技術移転法（TLO法）

～研究成果の活用促進～

### 技術移転機関（TLO）への出資

- 技術移転機関（TLO）は、特許権等を企業に使用させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学に還元することなどを事業内容とする機関。
- 文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けたTLOは、国立大学法人による承認TLOへの出資などの公的支援を受けることが可能。



## 産業競争力強化法

### 認定VCへの出資

- 平成26年4月施行の産業競争力強化法において、大学の研究成果の活用を通じてイノベーションを促進するため、国立大学法人等が、大学ファンド（認定VCが無制限責任組合員として業務執行）を通じて大学発ベンチャーへの出資等を行うことができる制度を規定。
- 大学自身が世界最高水準の独創的な研究開発に挑戦し、その成果を新産業の創出につなげるため、国から4つの国立大学法人（東北、東京、京都、大阪）に対して合計1,000億円を出資。
- 平成30年7月施行の改正産業競争力強化法により、自大学に限らず、他の大学や企業との連携等を通じて事業化を進める大学発ベンチャーも対象に追加。

### <認定VC>

- ✓ 東北大学ベンチャーパートナーズ(株)
- ✓ 東京大学協創プラットフォーム開発(株)
- ✓ 京都大学イノベーションキャピタル(株)
- ✓ 大阪大学ベンチャーキャピタル(株)

## 指定国立大学法人制度

～研究成果の活用～

### コンサルティング会社等への出資

- 平成29年4月、国立大学法人法の改正により、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。
- 現在、東京大学、京都大学、東北大学、東京工業大学、名古屋大学(※)、大阪大学、一橋大学が指定。

(※)令和2年4月1日から国立大学法人東海国立大学機構。ただし、下記の特例のうち2点目及び3点目は名古屋大学にのみ対象。

### <指定国立大学法人に関する特例>

- ✓ 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- ✓ 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した
- ✓ 人材確保の必要性の考慮
- ✓ 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

# 現行の研究制度における出資の可否

	研究成果の活用促進事業		研究成果活用事業
<b>国立大学法人</b> <small>国立大学法人法</small>	<b>技術移転機関 (承認TLO)</b>  <small>※共同研究開発等についての 企画及びあっせんその他の 活動のみは不可</small>	<b>ベンチャーキャピタル等</b>	<b>指定国立大学法人のみ コンサル、研修・講習に 関する大学発ベンチャー への出資可</b>  <small>※研究開発型の大学発 ベンチャーへの出資 は不可</small>
<b>公立大学法人</b> <small>地方独立行政法人法</small>	<b>技術移転機関 (承認TLO)</b>  <small>※共同研究開発等についての 企画及びあっせんその他の 活動のみは不可</small>	<small>※ベンチャーキャピタ ル等への出資は不可</small>	<small>※大学発ベンチャーへ の出資は不可</small>
<b>研究開発法人</b> <small>科学技術・イノベーション 活性化法、法人個別法</small>	<b>成果活用等支援法人 (TLO機能、共同研究開 発等についての企画及び あっせん等) への出資は 理化学研究所のみ可</b>  <small>※その他の法人は不可</small>	<b>ベンチャーキャピタル等へ の出資は理化学研究所 のみ可</b>  <small>※その他の法人は不可</small>	<b>研究開発法人発ベン チャーへの出資は22法 人のみ可</b>  <small>※その他の法人は不可</small>

※成果活用等支援法人の業務は、承認TLOの業務に比べ、条文上広く規定されている

# 現行の研究制度における出資規定

	<b>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</b> (平成二十年法律第六十三号)	<b>国立大学法人法</b> (平成十五年法律第一百十二号)	<b>産業競争力強化法</b> (平成二十五年法律第九十八号)
<b>研究開発法人</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 研究開発法人発ベンチャー *出資認可不要</li> <li>● 研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 *出資認可必要</li> <li>● 成果活用等支援法人 *出資認可必要</li> </ul>	(国立大学法人等の行う出資等業務) <b>第二十一条</b> 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。	
<b>国立大学</b>	TLOの機能、ベンチャーの創出支援、共同研究のコーディネート等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術移転機関 (TLO) *出資・計画認可必要</li> <li>● 大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 出資・計画認可必要</li> <li>● 大学発ベンチャー(コンサルティング事業者、人材育成事業者等) ※指定国立大学法人のみ *出資認可必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 出資・計画認可必要</li> </ul>

**第三十四条の六** 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

- 一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者 > **研究開発法人発ベンチャー**
- 二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金 供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの(以下この号において「資金供給等事業」という。)を行う者(資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。)> **研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等**
- 三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者 > **成果活用等支援法人(TLO等)**

(業務の範囲等)

**第二十二条** 国立大学法人は、次の業務を行う。(略)

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。

> **技術移転機関(TLO)**

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

> **大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等**

**第三十四条の五** 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

> **大学発ベンチャー(コンサル、研修・講習法人)**

**国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)**

**第三条** 法第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

**第二十四条** 法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定国立大学法人における研究の成果(次号において「特定研究成果」という。)を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業
- 二 前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業(特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)

**別表第三(第三十四条の六関係)**

- |                           |                              |
|---------------------------|------------------------------|
| 一 国立研究開発法人情報通信研究機構        | 十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター      |
| 二 国立研究開発法人物質・材料研究機構       | 十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構   |
| 三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構    | 十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター     |
| 四 国立研究開発法人科学技術振興機構        | 十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構         |
| 五 国立研究開発法人理化学研究所          | 十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構         |
| 六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所   | 十七 国立研究開発法人産業技術総合研究所         |
| 七 国立研究開発法人国立がん研究センター      | 十八 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構     |
| 八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター    | 十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 |
| 九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | 二十 国立研究開発法人土木研究所             |
| 十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター    | 二十一 国立研究開発法人建築研究所            |
| 十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター   | 二十二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所    |

(※第二、三号は理研のみ出資可能)

# 研究開発法人の出資規定の整備（科技イノベ活性化法の改正）

- 産学官連携の活性化に向けて、**研究開発法人の出資先事業者において、共同研究等が実施できる旨を明確化**し、研究開発法人の出資規定を整備するため、科技イノベ活性化法の改正案を提出中（**国立大学法人等については政令改正で対応予定**）

## 既存制度の課題

現行では研究開発法人(別表第3<sup>\*</sup>に掲げる法人)は①～③の事業者に出資可能

- ①研究開発法人発ベンチャー
- ②ベンチャーキャピタル
- ③**成果活用等支援法人**(以下の活動により研究開発の成果の活用を促進する者)
  - ・研究開発の成果の民間事業者への移転 (TLO機能) ※Technology Licensing Organization,技術移転機関
  - ・共同研究等についての企画・あっせん
  - ・**その他の活動 (⇒共同研究等の実施が法律上明示されていない)**

## 大学・研究開発法人に内在する産学官連携の課題

- ・産学官連携活動に対する経営上の位置づけが必ずしも高くない
- ・研究のスピード感が合わない
- ・研究成果の活用・提供体制が不十分
- ・職務や能力に見合った処遇が困難

## 成果活用等支援法人活用のメリット

- ✓ 意欲ある法人のポテンシャルの最大限の発揮
- ✓ 産学官連携の場の形成と研究成果の社会実装の加速による国際競争力の強化
- ✓ 成果活用等支援法人でのノウハウを法人の改革へ活用

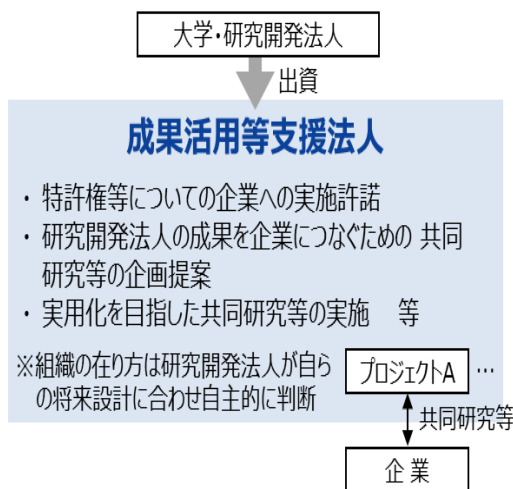
※別表第3には22法人が規定されているが、それ以外にも**出資を希望する研究開発法人が存在**

## 新たな制度概要

### 1. 成果活用等支援法人において共同研究等が実施できる旨を明確化

- 成果活用等支援法人の活動内容として、民間事業者との共同研究や受託研究の実施を法律上明確に位置づける。 **※国立大学法人等は政令改正で対応予定**

#### 成果活用等支援法人のイメージ



- ・特許権等についての企業への実施許諾
  - ・研究開発法人の成果を企業につなぐための共同研究等の企画提案
  - ・実用化を目指した共同研究等の実施 等
- ※組織の在り方は研究開発法人が自らの将来設計に合わせ自主的に判断

#### 学外において外部資金を活用した研究拠点を設立している例

##### ●SRI International (米国)

- ・スタンフォード大学から独立
  - ・研究・製品開発やコンサルティングサービス等をグローバルに実施
- (総収入: 約6億ドル/職員数: 約1700名)



##### ●IMEC (ベルギー)

- ・ナノエレクトロニクス、ナノテクノロジー分野における世界的研究拠点
  - ・ルーベン大学が核となり、諸外国の企業・大学等が共同研究を活発に実施
- (総収入: 約4.15億ユーロ/所属研究者数: 3500名)



### 2. 別表第3に出資業務を行うことができる法人として5法人を追加 (22→27法人)

- 防災科学技術研究所 ●宇宙航空研究開発機構 ●海洋研究開発機構
- 日本原子力研究開発機構 ●国立環境研究所

# 国立大学法人等の出資対象事業の拡大①（提案）

## ～研究成果の活用促進事業に関する出資～

- 現行制度では、国立大学法人等が出資可能な「研究成果の活用促進事業」に関して、**承認TLO**（Technology Licensing Organization：技術移転機関）のみが政令で規定されているところ
- 国立大学法人の機能拡張が期待される中、産学連携の促進に向けて
  - ・ 企業と大学間の組織的な産学連携による共同研究等の企画・あっせんを行う組織
  - ・ 事業化に近い研究開発や試作など、企業との共同研究業務を主に担う組織の活動が活発になっており、これらの組織の**さらなる活性化と財政的な自立**が現場からも要望されているところ
- 従って、国立大学法人についても研究開発法人と同様に、
  - ① オープンイノベーション機能を担う「**共同研究等の企画・あっせん等の事業**」
  - ② 共同研究機能を担う「**事業化に近い研究開発や試作等を行う共同研究等事業**」を、出資対象事業として追加する（**政令改正事項**）
- その際、国立大学法人法では、従来、出資対象事業について、
  - ① 事業として捕捉し得るに足るだけの「成熟性」があること
  - ② 当該事業が産学官連携の推進という「政策的見地から出資対象とする必要性が高い」ものであること
  - ③ 出資対象とするに足るだけの「公益性」が何らかの形で担保されていることという要件を基に検討を行ってきており、このうち③については、**公益性を担保する仕組みを出資の条件として規定**することとしてはどうか？（**出資条件の規定**）

# 国立大学法人等の出資対象事業のさらなる拡大②（問題提起）

## ～研究成果やノウハウの活用事業に関する出資～

- 現行制度では、**指定国立大学法人**が出資可能な「研究の成果を活用する事業」に関して、**研修・講習やコンサルタント事業**が政令で規定されているところ
- 研究開発法人については、研究開発成果の実用化を促進する観点から、既に22法人に研究開発法人発ベンチャーへの直接出資が認められている一方で、国立大学法人等について認められている国立大学法人発ベンチャーについては、指定国立大学法人による上記の事業に限定されている
- 国立大学法人の機能拡張が期待される中、国立大学が持つシーズを活かして社会に還元するため、「研究の成果を活用する事業」を行う組織の**さらなる活性化と財政的な自立**が現場からも要望されているところ
- これについて、
  1. 現在、指定国立大学法人に限定されている国立大学法人発ベンチャーに対する出資を、**他の国立大学法人等が行うことを可能とする**ことはどうか？（**法改正事項**）
  2. **指定国立大学法人**が出資可能な「研究の成果を活用する事業」の範囲を更に拡大することはどうか？（**政令改正事項**）
  3. 「研究の成果を活用する事業」のみならず、**国立大学(法人)等が培ってきた教育研究に関するノウハウを活かすことができる事業**を出資可能な事業として加えることはどうか？（**法改正事項**）  
その際、出資者は指定国立大学法人に限定すべきか？

# 国立大学法人等の出資対象事業のさらなる拡大②（問題提起） ～研究成果やノウハウの活用事業に関する出資～（続）

（問題提起のポイント：P.7より）

1. 指定国に限定されている発ベンチャーに対する出資を、全国立大学法人へ開放することについて
2. 指定国が出資可能な「研究成果を活用する事業」の範囲を、更に拡大することについて
3. 「研究成果を活用する事業」のみならず、国立大学(法人)等が培ってきた教育研究に関するノウハウを活かすことができる事業についても、出資可能な事業とすることについて

## 1. に係る論点

- 指定国立大学における取組と同程度のものが潜在的なシーズとして認められるか？  
（「**成熟性**」の観点、pp.9-10参照）

- 各国立大学法人の財務状況の健全性や資金運用の体制等をどう確認すべきか？

## 2. 及び3. に係る論点

- 想定しうる事業としてはどのようなものがあるか？（pp.11-12参照）
- 出資することの意義、国立大学法人等が得るメリットとは？（「**費用対効果**」の観点）
- （研究開発型VBへの出資について）生じ得る**利益相反の回避**を、どう担保出来るか？
- **民業圧迫の問題**をどう回避するか？
- 「研究成果の活用」を目的とする現行の出資制度の意義から外れるに当たり、どのような政策的意味付けを行うべきか？（「**政策的見地**」の観点）



# 指定国立大学法人の出資

## 概要

◆ 国立大学法人法 第22条第1項第6号及び第7号の規定により国立大学法人が認められている出資業務のほか、指定国立大学法人は**特例として、研究成果を活用する特定の事業者に対し出資が可能（同34条の5第1項）**

## 国立大学法人法で認められている出資業務

### 第22条 第1項第6号、第7号

→ **技術に関する研究成果**の活用を促進する事業を実施する者に出資が可能

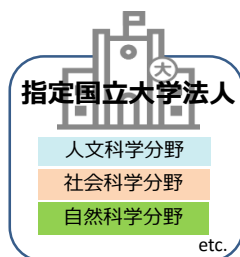
技術に関する研究成果とは、特許権、実用新案権が設定されるような知見を想定。

- ①承認TLO（技術移転機関）【第6号】
- ②認定特定研究成果活用支援事業者（ベンチャーキャピタル）【第7号】

※人文科学・社会科学分野の研究成果が該当しない

### 第34条の5 第1項（平成29年4月 改正）

→ **指定国立大学法人の研究成果**を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し出資が可能



技術に関する研究成果のみならず、幅広い分野の研究成果に係る事業も出資対象範囲に



出資可能

研究成果を活用する特定の事業者



・コンサルティング  
・研修又は講習業務

## 国大法第34条の5 第1項による出資 概要

### ○出資可能な事業

〈国立大学法人法施行令 第24条第1号、第2号〉

	第1号業務	第2号業務
事業内容	事業者が行う事業活動に対する <b>コンサルタント的業務</b>	<b>研修又は講習</b> （教材開発・提供を含む）
対象者	依頼があった特定の事業者	事業者及びその従業員のほか、不特定の個人やグループ等
目的	依頼のあった事業者の事業活動を円滑に行うための援助	事業活動そのものへの援助ではなく、従業員や個人等が広く資質能力の向上を図るための手段を提供

### ○指定国立大学法人のみ出資対象を拡大したことについて

- ▶ 指定国立大学を指定の際、当該法人が株主として適切に議決権を行使し、出資先たる株式会社等の事業活動を適切にモニタリングするに足りる体制が整っているかについて審査可能
- ▶ 指定国立大学法人は、
  - ①教育研究活動の**成果の水準が高く**、その成果を民間企業等に普及・促進することによる**社会貢献の効果が**高い
  - ②世界最高水準の教育研究活動の展開の実現に繋げる**要請が高い**
  - ③企業からの高いニーズが期待され**出資のリスクが相対的に低い**

### ○これまでの認可状況

- 平成30年 5月 京大オリジナル株式会社への出資認可（京都大学）
- 平成30年11月 東大エクステンション株式会社への出資認可（東京大学）
- 令和元年 9月 東北大学ナレッジキャスト株式会社への出資認可（東北大学）
- 令和2年 2月 株式会社Tokyo Tech Innovationへの出資認可（東京工業大学）

# 指定国立大学法人の出資（事例）

## 東北大学

### ●出資先概要

会社名 東北大学ナレッジキャスト株式会社  
TOHOKU University Knowledge Cast Co., Ltd.

本社 宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1  
東京オフィス 東京都中央区日本橋本町2丁目3-1 1  
日本橋ライフサイエンスビルディング4階

出資金 8000万円（東北大学100%出資）

設立日 令和元年10月9日

役員 代表取締役社長 荒井 秀和

### <設立当初に注力するサービス（東北大学HPより）>

#### 1. 医療機器開発支援サービス

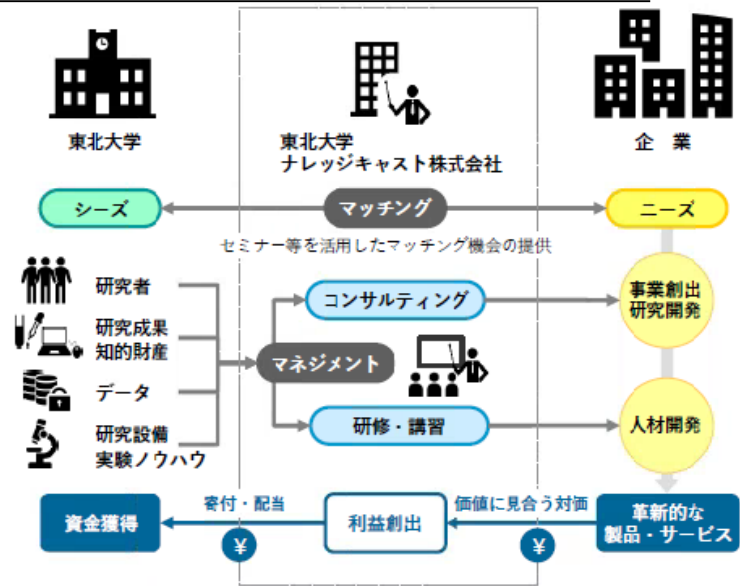
開発戦略の策定段階から一貫通貫で支援する開発伴走型のコンサルティングを含め、多くの開発支援実績を誇る東北大学病院臨床研究推進センター CRIETO と緊密に連携することにより、他社にはできない高効率・高付加価値のコンサルティングサービスを提供

#### 2. スマート・エイジング・カレッジ

（健康寿命延伸ビジネス支援サービス）

スマートエイジングの第一人者である川島隆太教授（東北大学加齢医学研究所長）を中心に大学の研究シーズ情報をレクチャーとディスカッションの形で提供し、企業の健康寿命延伸ビジネスを多様な角度から支援

### 東北大学ナレッジキャスト株式会社の事業概要（東北大学HPより）

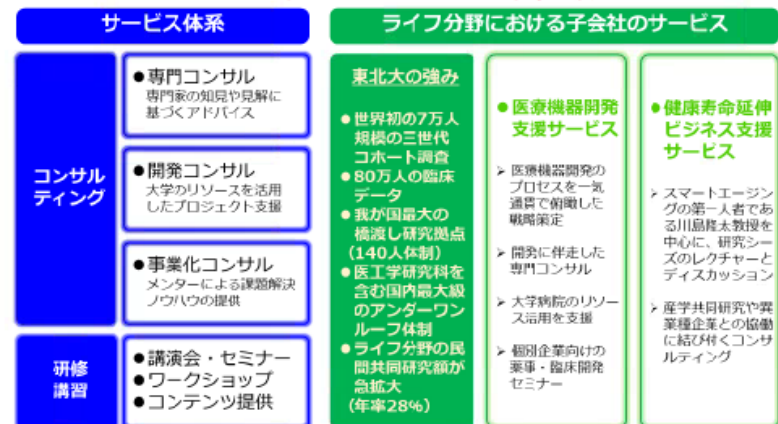


### 東北大学の強みを活用した事業展開 ～ライフサイエンス・ヘルスケア分野～

	(2025年度予測)	()内は年平均成長率
健康増進市場	9.3兆円	(+3.2%)
病気の診断・治療市場	54.0兆円	(+2.3%)
病後ケア・介護市場	15.2兆円	(+4.5%)

第一弾として 取り組む事業領域

### 付加価値の高いコンサルティング事業を展開





# 大学100%出資子会社における業務範囲の拡大

3



# 国立大学のさらなる発展に向けて



## 1. 大変革の時代における国立大学法人のあり方と制度的検証の必要性

- ✓ 国際化・多様性の時代と社会における国立大学の役割の再考
- ✓ 公共財としての国立大学を支える各種制度の振り返りと検証
- ✓ 指定国立大学法人制度の意義の再検証

## 2. 今後検討すべき制度的課題について

### 国際展開

- ✓ 国際展開のさらなる推進、優秀な留学生の戦略的獲得  
弾力的な学生定員管理、国際教育研究連携の拡充、促進のための弾力的制度

### 産学連携

- ✓ 新たな産学連携の推進体制の強化  
子会社を全体統括するホールディングカンパニー（持ち株会社）の設立

### 経営基盤

- ✓ 長期的見通しを持った経営を可能にする財務基盤の確立  
中期目標期間にとらわれず柔軟に活用できる運営資金（運営費交付金、間接経費）の拡大

### 評価

- ✓ 合理的・実効的な評価制度への抜本的転換  
国立大学法人制度の趣旨に立ち返った中長期スパンの観点での評価への転換、評価の簡素化